

# 大阪市西区役所国民健康保険資格確認事務等非常勤嘱託職員要綱

制定 平成25年11月1日

改正 平成29年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される大阪市西区役所国民健康保険資格確認事務等非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考)

第2条 非常勤嘱託職員の選考は、面接（口頭試問）により行う。

## (任用期間)

第3条 非常勤嘱託職員の任用期間は1年以内とし、任用期間の満了日は任用日から同日の属する会計年度の末日までとする。また、本市が認める場合に限り、更新もあろうる。

## (業務内容)

第4条 非常勤嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資格確認業務（社会保険・国民健康保険組合加入確認）
- (2) 資格確認業務（居住地確認）
- (3) 国民健康保険料徴収業務
- (4) 上記に関わる資料調査及び整理業務、電話及び窓口対応業務

## (勤務)

第5条 非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、1日7時間30分の勤務で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分までの週30時間
- (3) 休憩時間は、45分
- (4) 休日は、次のとおりとする
  - (ア) 日曜日、土曜日
  - (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）
- (5) 主管課長は、前号の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同号の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。
- (6) 主管課長は、前号の規定により非常勤嘱託職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- (7) 前号の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。ただし、勤務時間は週30時間を超えないものとする。

る。

(報酬等)

第6条 非常勤嘱託職員の報酬等は次のとおりとし、その支払方法は口座振込みとする。

- (1) 報酬額は月額 168,000 円とする。
- (2) 報酬支払い時に所得税及び健康保険料等を控除する。
- (3) 報酬は月の初めから月末までを計算期間とし、報酬については当月分をその月の支払日に、その他については翌月の支払日に支給する。
- (4) 支払日は毎月 17 日（1 月は 18 日）とするが、その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日又は祝日に当たるときはその翌日、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日とする。
- (5) 通勤交通費は、非常勤の職員の通勤に係る費用弁償に関する規程に準ずる。
- (6) 昇給や賞与、退職金その他の手当の支給はしないものとする。
- (7) 業務に必要な出張交通費については、正規職員に準じて支給する。

(身分証明書)

第7条 非常勤嘱託職員は、業務を行う場合において「大阪市西区役所国民健康保険資格確認事務等非常勤嘱託職員証」（別様式）を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

- 2 非常勤嘱託職員は、解職（解嘱）されたときは、前項の身分証明書を速やかに主管課長へ返還しなければならない。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。